

液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統等

- 1 千葉県内の液化石油ガス一般消費者等において液化石油ガス法に係る事故が発生した場合、液化石油ガス販売事業者又は保安機関は、規模の大小及び夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。

また、液化石油ガス販売事業者は、当該事故が特定消費設備に係る事故の場合、関東東北産業保安監督部保安課（TEL 048-600-0418）へも直ちに通報すること。

- 2 報告事項は次のとおりとする。

- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所
- (3) 事故等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号
- (6) 特定消費設備に係る事故の場合：

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

特定消費設備の名称、製造者又は輸入者、機種、型式、製造年月

- 3 液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統 （令和5年4月1日以降）
事故が発生した場合、発生場所に応じて下図の通り通報すること。

